

## 自動継続自由金利型定期預金（自動継続大口定期）規定

### 1.（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、また、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店（口座開設店のことをいいます。以下同様とします。）で返却します。

### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第3条第1項、第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
  - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残高（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
    - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
  - (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します
  - (4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の②の方式による利率と解約日における普通預金利率のうち最も低い利率とします。
- ② 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－約定利率×30%

B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- (5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第3項、第4項イ、ロのAからFおよびハのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項、第4項イ、ロのAからFまたはハのAからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、また通帳式の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。
- (3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。
- (4) 前2項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

イ. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

ロ. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団  
 B. 暴力団員  
 C. 暴力団準構成員  
 D. 暴力団関係企業  
 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  
 F. その他ロ. AからEに準ずる者

ハ. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為  
 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為  
 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為  
 E. その他ハ. AからDに準ずる行為

- (5) 前2項によりこの預金が解約され預金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この証書（通帳）とともに）当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、

直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任をおい  
ません。

- (2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当  
金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあり  
ます。

#### 7. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違  
ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために  
生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の書面によっ  
て成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人につい  
て、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の書面によ  
って任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされてい  
る場合にも、前2項と同様に、直ちに当金庫所定の書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに当金庫所定の書面によっ  
て届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当  
金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺  
することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者  
の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されて  
いる場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、  
当金庫所定の払戻請求書、又は預金証書に届出印を押印して通帳、預金証書とともに直ちに当金庫に提  
出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三  
者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を  
述べ、担保・保証の状況等を考慮した、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利  
率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到  
達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済す  
ることにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしま  
す。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、  
その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限が

ある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項やその他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上